

## 一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月7日

岡山市長 大森雅夫

### 1 入札に付する事項

1	件名	小型動力消防ポンプ付軽四輪型積載車（スタッドレスタイヤ車）
2	納入場所	岡山市総合訓練施設
3	納入期間	令和9年2月19日まで
4	支払条件	物品納入後とし、請求書を受領した日から30日以内とする。
5	入札案件概要	小型動力消防ポンプ付軽四型積載車 スタッドレスタイヤ仕様 1台 （詳細は仕様書を参照すること）
6	その他	※入札書の提出は岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。

### 2 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間	公告日から開札日まで
2	公告方法	入札・契約ホームページ「物品」⇒「入札・見積合せ情報 [物品]（契約課発注）」⇒「一般競争入札一覧」に掲載する。
3	仕様書閲覧期間	公告日から開札日まで
4	仕様書閲覧場所	入札・契約ホームページに掲載する。
5	仕様書取得期間	公告日から開札日まで
6	仕様書取得方法	入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。
7	仕様書質問期間	公告日から 令和8年5月15日（金）午後4時まで
8	仕様書質問方法	質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問（小型動力消防ポンプ付軽四輪型積載車（スタッドレスタイヤ車）」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 消防企画総務課消防団係 Tel 086-234-9973
9	仕様書質問提出先	消防局消防総務部 消防企画総務課消防団係 Eメールアドレス shoubou_dan@city.okayama.jp FAX 086-234-1059
10	仕様書回答掲載期間	令和8年5月18日（月）午後4時から 開札日まで
11	仕様書回答掲載場所	入札・契約ホームページ内に掲載する。
12	入札方法	入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2-15に定める開札日時後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。
13	入札受付開始日時	令和8年5月18日（月） 午後4時
14	入札受付締切日時	令和8年5月20日（水） 午後4時
15	開札日時	令和8年5月21日（木） 午前 9時20分
16	開札場所	岡山市役所（本庁舎）5階入札室

17	参加資格確認申請書類	<p>開札の結果、「共通事項」3-(6)により一般競争入札参加資格の確認対象者となった者（以下「確認対象者」という）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <p>① 指名停止等措置状況調書  ② 納入物品明細書  ③ メンテナンス対応等確約書  ④ 代理店証明書（確認対象者が代理店の場合）（写し可）  ⑤ 小型動力消防ポンプメーカーが発行する岡山市長宛の出荷引受証明書</p> <p><u>申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u></p>
18	参加資格確認申請書類提出方法	<p>確認対象者の申請書等の提出方法は、申請書等を契約課へ直接持参するかまたは契約課へメール送信するかのどちらか一方とする。メール送信する場合の提出先メールアドレスは、(buppin@city.okayama.jp)とし、メールの件名に「入札参加資格確認申請（小型動力消防ポンプ付軽四輪型積載車（スタッドレスタイヤ車）」と記載すること。そして必ず契約課物品契約係へ電話（TEL 086-803-1156）し、資料の到達確認を行うこと。</p> <p>※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口受付時またはメール到達確認時には申請書等の内容確認は一切行わない。</p>
19	参加資格確認申請書類受付期間	<p>令和8年5月25日（月）午後5時15分まで</p> <p>（岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）</p> <p>※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。</p>
20	参加資格確認申請書類受付場所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所5階契約課

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	「共通事項」1のとおり
2	登録部門	物品
3	登録区分	希望業種（大分類） 指定なし
4	営業所所在地要件	市内業者，市内扱い業者，準市内業者又は市外業者
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速に対応できるアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること</li> <li>・小型動力消防ポンプメーカーの発行する出荷引受証明書を提出できること</li> </ul>

### 4 この入札に関する注意事項

1	入札金額登録	税抜きの総額
---	--------	--------

## 物品の一般競争入札公告共通事項

### 1 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき一般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿「物品（原材料を含む）」に登載されていること。
- (3) 公告に定めた開札日時において本市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 入札受付締切日時までに、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムにおいて利用者登録を完了していること。

### 2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (3) ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞、読み取り不能、破損等入札参加者の責により使用できなくなった場合を除く。）には、入札受付締切日時の1時間前までに、岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）に定める様式第1号：書面入札参加承認申請書（入札・契約ホームページ→電子入札ページに掲載。）を持参し、市長の承認を得た上で、対象業務におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、対象業務の開札日がICカードの有効期限内であり、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。
  - ① 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。
  - ② その他やむを得ない事由があると認められる場合。
- (4) 書面参加に変更した者は、対象業務において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- (5) (3)の場合において、入札参加者は入札書（入札・契約ホームページ→入札・見積合せ情報〔物品〕（契約課発注）に掲載。）に必要事項を記入し、契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）したものを封筒に入れ、密封して入札受付締切日時までに持参提出すること。封筒の表には、入札参加者名及び件名を記入すること（入札・契約ホームページ→電子入札ページ→電子入札案件における書面入札についてを参照。）。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に登録された金額（書面による入札参加者は、入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録（書面による入札参加者は、入札書に記載）すること。
- (7) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。(3)の場合において、書面による入札参加者は、入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入（「000」は記入できない。）すること。

なお、くじ用数字欄に「001」から「999」までの数字の記入がないときは、当該数字を「999」と記入されたものとみなす。
- (8) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。ただし、開札予定日時までに契約課に所定の入札書錯誤届を提出し、本市が錯誤と認めた入札書は無効とする。

- (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。
- (10) 電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (11) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

### 3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告に定める開札日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(12)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 上記(2)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (4) 1回目の入札において、(2)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) 上記(4)又は(5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (7) 上記(6)に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者（以下同一価格入札者）という。）が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
  - ① 同一価格入札者ごとに、入札書が到着した順（電子入札システムサーバー受信時刻順）に0から番号を付す。
  - ② 同一価格入札者ごとに、登録されているくじ番号と電子入札システムサーバー受信時刻の到着ミリ秒の小数点以下3桁を合計した数の下3桁（以下「決定くじ番号」という。）を算出する。  
なお、2(3)に規定する書面による入札参加者のくじ番号は、入札書に記入されたくじ用数字とし、到着ミリ秒は本市職員が電子入札システムに入札価格を登録した時刻とする。
  - ③ 同一価格入札者の決定くじ番号の合計を同一価格入札者の数で除した余りの数と、①で付された番号の一致した者を第1順位の確認対象者とする。その他の者は①で付された番号が第1順位の確認対象者の番号から数字が大きくなる方向に向かって順位を付し、該当するものがなくなった後は、小さな数字の者から続きの順位を付すものとする。
- (8) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することができる。
- (9) 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることができる。
- (10) (9)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。
- (11) (9)及び(10)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (12) 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

### 4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退し

たものとみなす。

- (3) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合がある。

## 5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (10) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (12) 2(3)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(11)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ① 入札書に記名押印がない入札
  - ② 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
  - ③ 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書に記載された件名又は入札者名が相違する入札
  - ④ 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
  - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
  - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

## 6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

## 7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請をすること。ただし、確認対象となった者が、申請書等提出前に、上記6のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(2)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）

- (5) 参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 上記(2)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

## 8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者とするものとする。

## 9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

## 10 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金 詳細内容は、別紙1のとおり
- (2) 契約保証 契約保証金が必要  
詳細内容は、別紙1のとおり

## 11 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、岡山市物品等一般競争入札実施要綱及び電子入札実施要綱に定めるところによる。

### ※お問い合わせ先

- パソコン、電子入札システムの操作方法に関すること  
岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話(0120)432-198(直通)
- ICカード及びICカードリーダーに関すること  
コアシステムが認定した民間認証局にお問い合わせください。
- 入札、契約について  
岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市役所本庁5階  
岡山市財政局財務部契約課 電話(086)803-1156(直通)

## 1 入札保証金について

入札参加に当たっては、入札保証金が必要です。ただし、この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は入札保証保険契約を締結したときは、免除とします。

### ① 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額を納付してください。（入札保証金に代わる担保として、<sup>\*1</sup>銀行又は市長が確実に認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができます。）

### ② 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を契約課へ提出してください。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。入札保証保険契約を締結した場合も同様とします。）

## 2 契約保証金について

契約締結に当たっては、**契約保証金**が必要です。次の①～③のいずれかの書類を提出していただきます。保証金額、保険金額又は契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上です。

保 証 の 方 法	提出していただく書類
① 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する <sup>*1</sup> 銀行又は市長が確実に認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
② 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券
③ 契約保証金の納付 （納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）	契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し

<sup>\*1</sup>銀行又は市長が確実に認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

### 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、その<sup>\*2</sup>契約書の作成期日の午後3時までに領収書を契約課へ提出してください（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。履行保証保険契約を締結した場合も同様とします。）。

<sup>\*2</sup>契約書の作成期日とは市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内をいう。

## 再入札の実施について（お知らせ）

1 回目の入札で有効な入札書を提出した方がない  
（許容価格の範囲内で入札書を提出した方がない）場合は、  
2 回目の入札（再入札）を行います。

○再入札案件の有無については、岡山県電子入札共同利用システムの「調達案件一覧」でご確認ください。なお、再入札を行う場合、通知書（メール）を発行します。

○再入札に参加できる方は、1 回目の入札参加者に限ります。

○再入札をする場合は、1 回目の入札の開札日の午後 4 時までを入札受付時間とし、同日午後 4 時以降に開札を行います。

○再入札で入札金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、「再入札金額登録」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。

※再入札の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システム 受注者様向け操作マニュアル 一般競争入札（オープン方式）」をご覧ください。

# 仕 様 書

- 1 品 名 小型動力消防ポンプ付軽四輪型積載車  
(スタッドレスタイヤ車)
- 2 性 状 軽四輪型積載車  
「小型動力消防ポンプ付軽四輪型積載車仕様書」のとおり
- 3 数 量 **1台**
- 4 納 期 令和9年2月19日(金)
- 5 納入場所 岡山市総合訓練施設  
岡山市中区桑野116-3
- 6 担 当 岡山市消防局消防総務部消防企画総務課 浮田 豊田  
電話(086)234-9973

岡 山 市 消 防 局

## 小型動力消防ポンプ付軽四輪型積載車仕様書

### 第1 総則

- 1 この仕様書は岡山市消防局（以下「当局」という。）が令和8年度に整備する小型動力消防ポンプ付軽四輪型積載車（スタッドレスタイヤ車）（以下「積載車」という。）のシャシ、ポンプ並びにギ装について必要な事項を定める。
- 2 積載車は、本仕様書によるほか、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びにその他関係法令に適合し、完成後は緊急自動車としての承認が得られるものであること。
- 3 契約に当たっては、本仕様書の内容を十分に了承し、不明な点は担当者に質問し、十分熟知の上で契約するものとする。なお、本仕様書についての当局の説明及び回答は、すべて本仕様書の補完事項とする。
- 4 製作の過程に伴い諸種の理由で本仕様書に技術上の変更を必要とするとき、あるいは疑義が生じた場合は、直ちに担当者に連絡し協議の上その指示を受けること。なお、変更等の内容については双方が確認書を取り交わして誤りのないようにすること。
- 5 設計製作に当たっては、特許その他利権上の問題に十分注意するとともに、問題が生じた場合は受注者側においてその責任を負いすべてを解決するものとする。
- 6 受注者は、契約後は速やかに当局担当者と本仕様書に基づいて細部についての事前の打合せを行った後に製作に着手するが、製作に先立っては次の図書を当局に提出して承認を受けること。なお、提出図書は各2部とするが、承認後は1部を返却する。
  - (1) シャシ諸元表並びに関係図書
  - (2) ギ装設計計画書（四面図）
  - (3) 装備機器取付配置図
  - (4) 車両改造計画書

(5) 工程表

(6) その他、当局が指示するもの。

7 車両納入時には次の書面を提出すること。

(1) 写真（車両斜め方向からの前後・左右） 各2部

(2) ギ装四面図 2部

(3) ギ装配線図 2部

(4) 自動車車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し 各2部

(5) リサイクル券（A・B・C） 本券

(6) 改造届出書 1通

(7) 小型動力消防ポンプ出荷証明書（岡山市長宛） 1通

(8) ポンプ検定書 1通

(9) その他当局が必要とするもの 必要数

8 採用するシャシ並びに小型動力消防ポンプは共に新製品の国内メーカー製とする。

## 第2 概要

本車両は、新製品の機動性に優れた軽四輪型トラックをベースに当局固有の架装を施した小型動力消防ポンプ積載型の消防車で、新製品の高性能な消防ポンプ、消防用ホース、吸水管等の必要な資材を装備積載し、火災等による消火活動のほか、あらゆる災害に対して迅速かつ的確に活動できる構造を有したものとする。

## 第3 仕様

1 シャシは、次によること。

(1) 車種は、軽四輪型トラックとすること。

(2) 定員は、2名であること。

(3) 駆動方式は、4輪駆動とし、変速装置は3速A/T以上とする。

(4) 安全装置にABSを装備していること。

(5) 室内の空間については、背もたれからダッシュボードまでが長く広い車種を

選択すること。

(6) 荷台のアオリ部（三方）に、傷防止用のゴム製ガード（黒）を取り付けること。

(7) その他の記述のないものについては、別途当局と協議すること。

（参照 別表1 シャシ及び付属機器）

## 2 小型動力消防ポンプ

小型動力消防ポンプ（以下「ポンプ」という。）は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」に適合したもので、ポンプ駆動用の機関は始動性並びに耐久性に優れた小型軽量高出力の性能を有するほか、水圧又は振動により機能に支障が生じないものであること。また、ポンプの性能は規格高圧、放水共に格段に優れた吐出能力を有するもので次によること。

### (1) エンジン

ア エンジンは、高性能な水冷の2サイクル又は4サイクルの自動車用普通ガソリン仕様であること。なお、2サイクル仕様の場合の潤滑は分離給油方式によるものとする。

イ 機関出力は、22kw以上であること。

ウ 始動方式は、セルスタータ及びリコイルスタータ方式であること。

### (2) ポンプ

ア ポンプの級別は、日本消防検定協会が行う受託試験B-3級以上であること。

イ 規格放水量は、毎分1.1m<sup>3</sup>以上の性能を有したものであること。

ウ 真空ポンプは、高い耐久性と高効率の吸水性能を有した4翼偏心ロータリ一式無給油式でベーン材は耐久性に優れた材質であること。

エ 自動吸水の機能を有したものであること。

オ ポンプ運転に必要な操作盤は見やすく操作が容易で、異常等が発生した場合には警報を発する等の機能が付いたものであること。

### (3) ポンプ付属品

ア 自動充電器（純正品）

イ ポンプ工具（純正品）

ウ ポンプ検定書

#### 第4 ギ装及び車体構造

車体構造は、運用時の危害防止並びに取扱いに十分配慮した仕上げとするほか、次によること。

- 1 車体は軽四輪駆動トラックで、車室は堅牢な天蓋及びドアを有する標準シャシとする。また、3方アオリも標準仕様とし、努めて軽量化を図るものとする。
- 2 完成後の車体は、全長3,400mm未満、全幅1,480mm未満、全高2,000mm未満とし、ギ装に用いる部材はJIS規格一般構造用圧延鋼材、アルミ材又はステンレス材とする。
- 3 各装置は、保守点検並びに整備が容易に行える構造とすること。
- 4 後部荷台部は、仕様書に基づく機構を設けるほか各種の装備機材が取り付けられるようにすること。
- 5 ポンプの積載装置はスライド式レール方式によるものとし、装置は荷台の枠内中央部付近に設置するが、小型軽量でコンパクトな機構のものとする。ポンプはスライドレール上に積載するが、固定する機構は、走行中離脱することのない構造にするとともに、円滑な引き出しが可能で、離脱の操作も容易にできるものとし、レールが中抜けしない安全な機構を付したものであること。また、ポンプ積み降ろしの際は、引き出したレールを固定できる機構とすること。
- 6 ポンプ積載位置の前部に位置する場所へ、多種の資機材が収納できる積載ボックスを設けること。寸法の詳細については当局と別途協議すること。また、扉については両側面（左右）に設け、安全性を考慮し二重ロックとすること。積載ボックスの上面は、縞鋼板製で周囲に落下防止用の手すりを設けること。
- 7 吸水管(75mm×6m)は、積載ボックス後方に巻いた状態で専用の取付ブラケット金具を設け取り付けるものとする。なお、この吸水管は容易に離脱ができるものとする。
- 8 ホース背負い器は、荷台後部の左側の指定位置に1基を取り付けるが、背負い

側を外側に向け走行中に脱落しないような構造とし、底部に車輪を設けること。

なお、背負い器は極軽量の中空鋼管を用いた製品でコンパクトな形状のもので、連結した65mmの20mホース3本が島田折で収納できる製品であるとともに、背負った状態からのホース展張がスムーズにできる機能を有したものとすること。

また、背負いバンドは耐候性並びに耐摩耗性に優れた素材であるとともに、背負い調整機能を設けていること。

- 9 ホース棚は65mmホースが6本以上積載できる構造とし、走行によるホースの飛び出しや移動落下を防止する荷締のベルト等を設けるとともに、全天候性に優れたホースカバーを取り付けること。なお、カバー等が走行中に離脱しないように配慮すること。
- 10 管そう、スタンドパイプ、消火栓開閉キー、消火器、双口接手、車輪止は個々の形状に合致したブラケット若しくは枠等を付して台前方部の指定位置に取り付けるが、取扱いが容易な機構とすること。
- 11 とび口は架台の指定位置に取り付けること。
- 12 キャブルーフ部の適正位置には、当局指定の散光式赤色警光灯（電子サイレンスピーカー、標識灯内蔵式）を取り付けるが、取付けについては荷重並びに走行時の車両振動に対する補強を十二分に施すとともに雨水等が浸入しないように配置したものであること。なお、標識灯は単独点灯可能な配線とし、スイッチは運転席及び助手席からも操作しやすい場所に設け個々に明示すること。また、LEDを使用した押しボタンスイッチとし、キャブ内でも容易に点灯状態が確認できるものとする。
- 13 車両のバッテリーは、容易に点検及び付替えができる構造であること。
- 14 ギ装の電源は、メインキーが「ACC」の位置で入る構造とすること。
- 15 無線傍受器は、旧車両から移設して、キャビン内の指定位置に取り付けること。

なお、設置にあってはノイズフィルター等を付して障害を防止する措置を講ずること。電源線は車両付帯機器及び電子サイレンアンプ、無線受令機等相互の障害を受けないように配慮すること。アンテナ等の同軸配線は、十分に被覆された

ものを使用し、プリカップチューブ等の保護配管材を付設し配線を容易にすること。また、無線傍受器用のアンテナはダイバーシティ方式で、キャブの屋根部に取付け、受信に支障のない位置に設けるとともに、引き込み配線部は十分な防水処置をすること。スピーカーについては、当局の指定するものを新設することとする。

16 電子サイレンアンプはダッシュボードに埋め込む形で取り付けるが、付帯するマイクは乗車時の支障とならない位置で、かつ取扱いが容易な位置に専用ホルダーを設けて取り付けること。

17 作業灯は荷台部の指定位置に設けるが、作業灯の台座は伸縮並びに伏仰、旋回ができる機能を有したものであること。なお、点灯用のスイッチは付近の車体部に設けること。

18 ポンプ及び装備品、積載品は走行中の振動等により、移動又は脱落等を生じないよう確実に固定できるとともに、容易に積み降ろしができること。

19 車両バッテリー及びポンプバッテリーは、付帯の自動充電器により待機中は車庫内の電源をもって常時補充電が可能な配線回路を設けること。なお、回路の接続部にはマグネット入力コンセントを設けて、引っ張り等により離れる構造とすること。

20 取付品及び取付装置等のうち、記述のないものについては、個々の形状に合致した専用ブラケット及び枠等を付して指定位置に堅固に取り付けるが、取付品、積載品は取扱い及び収納が容易な構造とすること。なお、取付位置及び部材等については、別途当局と協議すること。

(参照 別表 2 取付品及び取付装置等)

## 第 5 塗色及び記入文字等

1 塗色については、次によること。

(1) 外板は、朱色（日本塗料工業会規格 1 4 5 スカーレット）とする。

(2) 荷台床板及びポンプ用レールは、黒色とする。

2 塗装要領は、次のとおりとする。

- (1) 錆び落とし、素地調整を十分実施後、プライマー、パテ、サフェーサー、シーラー等の下・中塗りを施し、上塗りは3回以上とする。
- (2) 車両外板部の塗装面は鏡面仕上げとし、オレンジピール等の欠点のないようにすること。
- (3) 外板部の塗装面における車両装飾品若しくは付帯装置は、可能な限り離脱して行い、マスキングによる場合には、丁寧な仕上げとすること。
- (4) 車両外部（ミラー、グリル、メッキ部等を除く）の塗装は車両と同色とし、手塗り等による安易な塗装はしないこと。

### 3 記入文字等

- (1) 車両の記入文字は、次によること。

ア キャブ左右のドアの指定位置に白色のカッティングシートを用いて上段に「岡山市消防団」、下段に「〇〇分団」の文字を記入表示すること。

イ 車体後面の指定位置に「〇〇分団」表示を白色のカッティングシートにより記入すること。

ウ 標識灯の文字は、黒文字で前後に分団名『〇〇』を記入すること。

エ ホース棚カバーに、『〇〇分団』と記入すること。

オ 記入分団名については、別途指示する。

- (2) 車両側面の指定位置には装飾モールを施すが、白色のカッティングシートを用いて表示すること。

- (3) 記入する文字の書体はすべて丸ゴシックとし、読み方向は左からとする。また、文字の位置、寸法、書体、色等の詳細については別途当局と協議して行うこと。

- (4) フロント中央部の指定位置に消防団マークを取り付けること。

- (5) 当該車両は電源立地地域対策交付金をもって整備することから、「令和8年度電源立地地域対策交付金施設」の文字を記入すること。

なお、表示位置及び大きさ、元号等については、別途指示する。

## 第6 補則

- 1 完成車の検収は、軽自動車検査協会の新規登録検査に合格後、当局が本仕様書に基づき、内容及び作動の状況等の検査を実施し、良好と認めた後に受注者より受領して完了とする。
- 2 検査は、中間検査及び完成検査とし、当局係員が立会いの上、本仕様書並びに承認図書等に基づいて実施する。なお、中間検査は工程表に基づき当局が適当であると判断した時期とし、完成検査は自動車新規登録までの間に実施する。
- 3 自動車新規登録及び車両抹消登録等に係る手続き並びに本仕様書に係る諸費用等の一切は、すべて受注者側において負担するものとする。但し、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は岡山市が負担するので登録する日の2週間前までに当局に連絡すること。
- 4 保証期間は納入が完了した日の翌日から一年間とする。但し、保証期間（積載機器並びに付属機器で保証に係る期間が長く設定されているものについては、当該期間とする。）を経過したといえども、ギ装及び製品の不備欠陥に起因する不具合若しくは故障の一切は受注者が無償で修理交換すること。
- 5 受注者は、小型動力消防ポンプメーカーの発行する当市長宛の出荷証明書を参加資格確認申請時まで提出すること。
- 6 納入検査に際しては、各部を入念に清掃し磨き上げたものを納入すること。なお、検査の結果、不合格とした箇所については、受注者は速やかに修理、修復すること。
- 7 完成車の納入時期は、令和9年2月19日（金）とし、納入場所は、岡山市総合訓練施設（岡山市中区桑野116-3）とする。また、当局の指定日に配備先分団に対して取扱い説明を行うこと。
- 8 担当課：岡山市消防局消防総務部消防企画総務課消防団係 浮田 豊田  
電話（086）234-9973

以上

別表1 シャシ及び付属機器

	品名	規格等	数量
	シャシ		1
1	バッテリー	性能ランク40以上	1
2	バックブザー	音声又はブザー式	1
3	カーステレオ	純正品 FM. AMラジオ付き	1
4	エアコン	純正品	1
5	車両用工具	標準	1式
6	タイヤチェーン	後輪用（金属製）	1式
7	フロアマット	ゴム製（運転席、助手席）	1式
8	フォグランプ	純正品	1式
9	サンバイザー	純正品	1式
10	サイドバイザー	純正品	1式
11	アシストグリップ	純正品	2
12	アオリガード	ゴム製	1式
13	スタッドレスタイヤ	4本1組	1式

別表2 取付品及び取付装置等

	品名	規格等	数量
1	吸水管	75mm×6m 軽量両ハンドル接手付	1
2	吸管バンド		2
3	吸管枕木	プラスチック製	1
4	吸管ストレーナー	直径75mm ポリプロピレン製	1
5	吸水管控綱	直径10mm×10m (ソフトロープ)	1
6	吸管ちりよけ籠	藤籠	1
7	軽量管そう	ヨネ製 PP50A・EXS・S バンド付き	1
		ヨネ製 PP65A・EXS・L バンド付き	1
8	軽量噴霧ノズル	ヨネ製 NV-65BX	2
9	とび口	柄はグラスファイバー製、長さ約1.8m	1
10	作業灯	LED 55W以上 メッキ棒付	1式
11	ホース背負器	ホース3本入り 車輪付	2
12	ホースカバー	ホース棚用 (分団名文字入り)	1式
13	ホース止めバンド	ホース棚用	1式
14	消防団章	樹脂製又は金属製	1
15	散光式赤色警光灯	パトライト製 AZS-M1LYFR-RR-51N 標識灯分団名黒文字記入	1
16	電子サイレンアンプ	パトライト製 SAP520FBV (マイク付き・消防団用)	1
17	双口接手	ヨネ製 WB-65MC	1
18	消火栓媒介金具	75mm消防ネジメス×65mm町野メス	1
19	消火栓開閉キー	日の出式179型 (桃太郎消火栓対応)	1
20	スタンドパイプ	ヨネ製 PS-65	1
21	燃料携行缶	消防法適合品 10L入り	2
22	金てこ	長さ90cm程度	1
23	消火器	A B C 粉末 (薬剤1.2kg)	1
24	車輪止め	ゴム製	1組
25	かけや	木製又は樹脂製	1
26	合図灯	TRV 2-H (LED発光式)	1
27	三角停止板	JIS規格品	1
28	ホースブリッジ	65mm対応、一対	1
29	自動充電器	車両バッテリー充電用	1

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

㊞

令和8年5月7日 付けで公告のあった 小型動力消防ポンプ付軽四輪型積載車(スタッドレスタイヤ車) に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社（者）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

# 指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者名

岡山市以外の公共機関から指名停止，指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている (該当する方を○で囲んでください。)
-------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

# 納入物品明細書

令和 年 月 日

申請者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

小型動力消防ポンプ付軽四輪型積載車(スタッドレスタイヤ車)

(消費税又は消費税相当額を除く)

メーカー名、品番等	数量	金額(=入札金額)
	1	

搬入等にかかる費用を含む。

## メンテナンス対応等証明書

品名 小型動力消防ポンプ付軽四輪型積載車（スタッドレスタイヤ車）

1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日以内で着手いたします。

最寄の整備工場名	
所在地	
電話番号	
競争入札参加希望者との関係	直営・協力（いずれかに○をする。）
担当者氏名	
整備を実際に担当する人員	名

「協力」に該当する場合、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

2 部品供給体制

依頼から納品までの所要日数は、2日以内に対応いたします。（代替機等でアフターサービスが可能です。）

統括窓口	
担当者名	
電話番号	

・供給系統（フローチャート図）

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場の派遣体制

現地到着までの所要日数は、依頼から1日以内に対応いたします。

緊急時の連絡体制	
現地への派遣方法	

(2) メーカーの技術員の派遣体制

現地到着までの所要日数は、依頼から2日以内に対応いたします。

緊急時の連絡体制	
現地への派遣方法	

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

(岡山市長あて)

(入札参加希望者) 住所

会社名

代表者氏名

# 令和8年度10月入札契約制度の改正について

令和8年3月16日

適切な価格転嫁及びダンピング受注の防止対策として、次のとおり物品製造の請負（印刷や車両など）に低入札価格調査及び最低制限価格制度を導入します。

なお、令和8年10月1日以降に公告等を行う契約を対象とします。

## 1 最低制限価格制度

対象の入札において、最低制限価格未滿の場合は、失格とします。

### ① 対象

物品製造の請負における

許容価格が400万円超4,000万円（※注）未滿の入札

### ② 最低制限価格

許容価格の3分の2

## 2 低入札価格調査制度

対象の入札において、低入札価格調査基準価格未滿の場合は、調査により落札者とするか否かを決定します。

### ① 対象

物品製造の請負における

許容価格が4,000万円（※注）以上の入札

### ② 低入札価格調査基準価格

許容価格の75%

### ③ 調査

適正な履行がなされるか否かについて、書類審査、聞き取り等による調査を行う。

### ④ 失格の場合

次順位者を落札候補者とする。

※注 令和8年4月から令和10年3月までの間に契約する場合は、4,000万円ですが、この基準額は2年ごとに見直しが行われます。

岡山市財政局財務部契約課

物品契約係 TEL(086)803-1156  
E-mail:keiyaku@city.okayama.jp